

【別記１】（事業者認定申請書の様式（例））

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用
に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

令和 年 月 日

静岡県森林組合連合会 殿

（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

貴会の認定を得て合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合】

今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

- 1 創業年、従業員数：
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量：（別添：適宜作成）
- 3 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：（別添：適宜作成）
- 4 分別管理及び書類管理の方針（GHG 関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、「分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理の方針」）：（別添１または別添１－２）
- 5 その他（注）：（別添：適宜作成）

注：その他には、資格（ISO、JAS等）を持っていれば記入してください。

【別記１ア】（事業者認定申請書（継続）の様式（例））

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用
に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）

令和 年 月 日

静岡県森林組合連合会 殿

（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

認定番号：

貴会の認定を得て合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合】

今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

- 1 創業年、従業員数
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量
- 3 過去３年間の木材・木材製品、間伐材及び発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量
- 4 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況
- 5 分別管理及び書類管理の方針（GHG 関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、「分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理の方針」）
- 6 その他（注）

注：その他には、資格（ISO、JAS等）を持っていれば記入してください。

【別添１】

分別管理及び書類管理方針書（例）

〇〇森林組合

令和 年 月 日作成

本方針書は、静岡県森林組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和 7 年 4 月 7 日）を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン（以下「合法性ガイドライン」という）に基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び間伐材チップの確認のためのガイドライン（以下「間伐材ガイドライン」という）に基づき確認する間伐材、発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下「発電用ガイドライン」という）に基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当会において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品及びチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・分別管理を適切に行うため、〇〇〇〇（役職名）を分別管理責任者として定める。
- ・分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・原木の入荷に当たっては、納品書等により合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・原木の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・チップ加工等に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように加工する。
- ・チップ等の出荷に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
- ・製材品の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料

として製造したチップ等が互いに、かつそれ以外の木材を原料として製造したチップ等と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(書類管理)

- ・分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材について、それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

【別添 1－2】

分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理方針書（例）

〇〇森林組合

令和 年 月 日作成

本方針書は、静岡県森林組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和 7 年 4 月 7 日）」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン（以下「合法性ガイドライン」という）に基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び間伐材チップの確認のためのガイドライン（以下「間伐材ガイドライン」という）に基づき確認する間伐材、発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下「発電用ガイドライン」という）に基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当会において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品及びチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理・GHG 関連情報管理等責任者）

- ・分別管理・GHG 関連情報の管理等を適切に行うため、〇〇〇〇（役職名）を分別管理・GHG 関連情報等責任者として定める。
- ・分別管理・GHG 関連情報等責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG 関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・原木の入荷に当たっては、納品書等により合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・原木の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・チップ加工等に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように加工する。
- ・チップ等の出荷に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。

- ・製材品の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等が互いに、かつそれ以外の木材を原料として製造したチップ等と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(GHG 関連情報の管理等の実施)

- ・原料等の入荷がある場合は、入荷時に GHG 関連情報の有無を確認し、GHG 関連情報がある場合は、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
- ・GHG 関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷まで GHG 関連情報を適切に管理する。
- ・出荷する木質バイオマスに係る GHG 関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。
- ・入出荷及び在庫に係る GHG 関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を 5 年間保存する。

(書類管理)

- ・分別管理・GHG 関連情報等責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材について、それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告（GHG 関連情報を伴うものの数量を含む。）として取りまとめる。
- ・合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報（GHG 関連情報を伴うものの情報を含む。）が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5 年間整理保管する。

以上

【別記2】（事業者認定書の様式（例））

事 業 者 認 定 書

令和 年 月 日

殿

静岡県森林組合連合会

令和 年 月 日付けで申請のありました合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書について、本会の合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合】

今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

団体認定番号：

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

認定の有効期間： 令和 年 月 日～令和 年 月 日

そ の 他：

（注）申請内容に変更があった場合は届け出てください。

【別記 3－1】（合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明書の様式(例) ※素材生産販売事業者における証明書の場合）

番 号
令和 年 月 日

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、
発電利用に供する木質バイオマスの証明書

〇〇〇〇〇 殿
(販売先)

〇〇森林組合
静森合認〇〇号 G

【発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインに基づく証明を行う認定事業者で GHG 関連情報を取扱う事業者の認定番号は「静森合認〇〇号 G」とする。】

下記の物件が、以下の項目に該当し、適切に分別管理されていることを証明します。

- 1 全て「木材・木製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき証明された木材のみを原料としていること。
- 2 全て「間伐材チップの確認のためのガイドライン」に基づき確認された間伐材であること。
- 3 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく間伐材等由来の木質バイオマスであること。
- 4 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく一般木質バイオマスであること。

記

ア. 物件（森林）所在地

イ. 樹種

ウ. 数量

エ. 証明書類

オ. GHG 関連情報（上述 3 または 4 の場合）

（1）区分

（2）トラック最大積載量：1 t 以上、2 t 以上、4 t 以上、
10 t 以上、20 t 以上

輸送距離：10km 以下、20km 以下、30km 以下、40km 以下、50km 以下、
100km 以下、150km 以下、200km 以下、300km 以下

カ. その他必要事項

注 1 上述 1～4 の項目に○で明記すること。

注 2 なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報を追加記載することで

証明書とすることも可能です。

注3 上述3または4の項目に○で明記した場合は、GHG 関連情報の記載が必要です。

注4 区分には、素材生産販売事業者の場合は「林地残材等」「その他伐採木」、チップ等製造事業者の場合は「チップ加工」「ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）」「ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）」、製材工場の場合は「製材等残材」を記載すること。

注5 チップ製造事業者等で、複数の原料を使用している場合は、素材生産事業者等からのバイオマス証明を元に下の表を追加し、原料区分等を記載すること。

5. GHG 関連情報に追加

原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

※ 伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の関連書類の写しを添付。

森林経営計画対象森林から出材された木質バイオマスについては、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等に代わり、森林経営計画の認定に係る情報を記載するとともに認定書の写しを添付。

林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成24年6月）」2（1）①の除伐により生じた木質バイオマスにあっては、地方公共団体が独自に行う証明制度等に基づいた証明書（所有者名、住所、樹種、法規制がなく適切に伐採した場合はその旨等を記述）を添付。

国有林からの出材の場合は森林管理署等と素材生産販売事業者との売買契約書の写しを添付。

※ GHG 関連情報（2）原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km 単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、□250km 以下、□350km 以下など）や 10km 単位での数値記入欄の設定（例えば、「〔 〕 0 km」）が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG 関連情報として、内航船の輸送距離（10km 単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。

その他 GHG 関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

GHG 関連情報（1）原料区分のうち「その他伐採木」は、伐採齢 20 年以下の主伐の場合に使用することに留意。

【別記 3－2】（合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明書の様式(例) ※流通・加工段階における証明書の場合)

番 号
令和 年 月 日

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、
発電利用に供する木質バイオマスの証明書

〇〇〇〇〇 殿
(販売先)

〇〇森林組合
静森合認〇〇号 G

【発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインに基づく証明を行う認定事業者で GHG 関連情報を取扱う事業者の認定番号は「静森合認〇〇号 G」とする。】

下記の物件が、以下の項目に該当し、適切に分別管理されていることを証明します。

- 1 全て「木材・木製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき証明された木材のみを原料としていること。
- 2 全て「間伐材チップの確認のためのガイドライン」に基づき確認された間伐材であること。
- 3 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく間伐材等由来の木質バイオマスであること。
- 4 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく一般木質バイオマスであること。

記

ア. 物件（森林）所在地

イ. 樹種

ウ. 数量

エ. 証明書類

オ. GHG 関連情報（上述 3 または 4 の場合）

（1）区分

（2）トラック最大積載量：1 t 以上、2 t 以上、4 t 以上、
10 t 以上、20 t 以上

輸送距離：10km 以下、20km 以下、30km 以下、40km 以下、50km 以下、
100km 以下、150km 以下、200km 以下、300km 以下

カ. その他必要事項

注 1 上述 1～4 の項目に○で明記すること。

注 2 なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報を追加記載することで

証明書とすることも可能です。

注3 上述3または4の項目に○で明記した場合は、GHG 関連情報の記載が必要です。

注4 区分には、素材販売の場合は「林地残材等」「その他伐採木」、チップ等製造事業者の場合は「チップ加工」「ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）」「ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）」、製材工場の場合は「製材等残材」を記載すること。

注5 チップ製造事業者等で、複数の原料を使用している場合は、素材生産事業者等からのバイオマス証明を元に下の表を追加し、原料区分等を記載すること。

5. GHG 関連情報に追加

原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

※ エには素材生産販売事業者から伝達された証明書類等を記載し、証明書類等の写しを保管する（第1種木材関連事業者に限る）。

※ GHG 関連情報（2）原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km 単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、□250km 以下、□350km 以下など）や 10km 単位での数値記入欄の設定（例えば、「〔 〕 0 km」）が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG 関連情報として、内航船の輸送距離（10km 単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。

その他 GHG 関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

GHG 関連情報（1）原料区分のうち「その他伐採木」は、伐採齢 20 年以下の主伐の場合に使用することに留意。

【別記4】合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告の様式（例）

令和 年 月 日

静岡県森林組合連合会 殿

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

団体認定番号：

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する
木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八の規定に基づき、下記のとおり合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品、間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

1. 期間 令和 年 4 月 1 日 ～ 令和 年 3 月 3 1 日
2. 木材の取扱量（総数）

原木（原料）入荷量 m3 チップ等出荷量 m3
3. 2. のうち、合法性ガイドラインに基づく合法木材であると証明されたもの

原木（原料）入荷量 m3 チップ等出荷量 m3
4. 2. のうち、間伐材ガイドラインに基づく間伐材であると証明されたもの

原木（原料）入荷量 m3 チップ等出荷量 m3
3. 2. のうち、発電用ガイドラインに基づく間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの

原木（原料）入荷量 m3 チップ等出荷量 m3

うち、GHG 関連情報を伴うもの m3
4. 2. のうち、発電用ガイドライン一般木質バイオマスであると証明されたもの

原木（原料）入荷量 m3 チップ等出荷量 m3

うち、GHG 関連情報を伴うもの m3

【別記5】（認定取消通知書の様式（例））

事業者の認定取消通知書

令和 年 月 日

殿

静岡県森林組合連合会

貴会については、令和 年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第十の規定に基づき、○年○月○日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 団体認定番号：
- 2 事業者の名称：
- 3 代表者の氏名：
- 4 事業者の所在地：
- 5 取消の理由：